

○東京藝術大学大学院映像研究科における教員のサバティカル研修に関する申合せ

〔平成29年3月9日〕
教授会決定

(趣旨)

第1条 この申合せは、大学院映像研究科（以下「本研究科」という。）における教員のサバティカル研修に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 教授、准教授及び講師をいう。

(2) サバティカル研修 本研究科教員の教育研究能力の向上を図るとともに、本研究科における教育研究の発展に資することを目的として、教員の職務の全部を一定期間免除し、その代替・支援措置を講じた上で、教員が国内外の教育研究機関等において研究活動に従事する研修をいう。

(研修資格)

第3条 サバティカル研修に従事することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本研究科の専任教員として7年以上継続して勤務した者で、サバティカル研修に従事したことがないもの

(2) サバティカル研修に従事したことがある者で、直近のサバティカル研修に従事した期間の終了した日から7年以上継続して勤務したもの

2 前項の規定にかかわらず、研修を開始しようとする日の前年度末において63歳以上の者又は過去5年間に連続する6月以上の出張若しくは研修の期間のある者については、原則としてサバティカル研修を利用することができないものとする。

(研修期間)

第4条 サバティカル研修に従事することができる期間（以下「研修期間」という。）は、原則として2月以上1年以内の継続する期間とする。

2 研修期間の始期及び終期は、学期区分を考慮するものとする。ただし、サバティカル研修中の活動の形態、内容、期間の長短、代替・支援措置等に応じて、サバティカル研修に従事する教員及びその専攻が実施可能と判断する始期又は終期とするなど、弾力的に取り扱うことができるものとする。

(申請手続)

第5条 サバティカル研修に従事しようとする者は、事前に所属専攻の了承を得たうえで、原則としてサバティカル研修に従事しようとする期間の始期が属する年度（以下「研修年度」という。）の前年度までに映像研究科長に対して、サバティカル研修計画書(研修期間、研修先機関、研究課題、研究計画の概要、旅費（研究助成団体等による支弁の有無、有の場合その名称、金額）、その他研修の準備状況を示す参考となる事項を明記する。)をもって申請しなければならない。

2 映像研究科長は、前項の申請を受けた場合、映像研究科運営委員会及び教授会において、研修期間における代替・支援措置、教育研究・管理運営上の支障の程度等を勘案の上、研修期間、代替・支援措置その他必要な事項を審議・決定し、原則として研修年度の前年度に許可するものとする。

3 海外におけるサバティカル研修を許可されたもの者は、本学が定める海外研修

届を提出するものとする。

(身分等)

第6条 研修期間中は、本学の職員としての身分を有し、給与の全額（支給要件を欠くこととなる諸手当（大学院調整額を含む。）を除く。）を支給する。

2 研修期間中であっても、信用失墜行為の禁止、倫理の保持その他の服務規律を遵守しなければならない。

(代替職員の措置)

第7条 第3条第1項の研修資格により、サバティカル研修を許可された者については、研修期間中の担当授業について、必要に応じ、所属専攻の予算内で非常勤講師を新たに委嘱するものとする。

2 サバティカル研修を許可された者の所属する専攻では、代替の講義を行う教員、大学運営の職務を行う教員の氏名を明確にする。なお、学生募集要項における指導教員一覧から、サバティカル研修を許可された者の氏名は削除せず、副指導教員が責任を持って指導にあたるものとする。

(研修期間中の兼業)

第8条 研修期間中の兼業は、サバティカル研修の趣旨を考慮し、原則として許可しないものとする。ただし、当該兼業が継続中であるもの又は特段の事情があると認める場合は、東京藝術大学職員の兼業に関する規則に定める承認を経て、兼業に従事することができる。

(研修成果の報告)

第9条 サバティカル研修を終えた者は、当該研修の終了後30日以内に、研修成果を映像研究科長に文書により報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、サバティカル研修に関し必要な事項は、映像研究科長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成29年3月9日から施行する。